

## 越前市道路除排雪機械整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、道路除排雪機械の整備を行おうとする者に対し、予算の範囲内で越前市道路除排雪機械整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、除雪機械の保有数量の確保を図り、もって除雪体制における機械力を維持することを目的とする。

### (適用通則)

第2条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等については、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱において「除雪協力業者」とは、越前市と道路除排雪業務委託契約を締結し、市道の除排雪業務を行う事業者又は個人等をいう。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間除雪協力業者として、越前市と市道に係る道路除雪業務契約を締結するものとする。

### (補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費、補助金の補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請事業者」という。）は、4月30日までに、越前市道路除排雪機械整備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入計画書（様式第2号）
- (2) 購入機械の見積書
- (3) 購入機械のカタログ又は写真等
- (4) 除排雪協力誓約書（様式第3号）
- (5) 更新対象機械の車検証（除雪機械を更新する場合）
- (6) 更新対象機械のレンタル契約書（除雪機械をレンタルから自社所有の除雪機械に更新する場合）
- (7) 市税の完納証明書

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを速やかに審査し、補助金を交付すべきと認めたときは補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は限度額のいずれか低い額とする。

3 市長は、第1項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付順位)

第8条 補助金は、次の各号の順で交付するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(1) 新たに除雪協力業者となった者のうち、初回の道路除排雪業務委託契約から5年以内の者で、かつ一度も補助金の交付を受けていない者。

(2) 前号に規定する以外の者で、補助金交付申請を行ったことのない者。

(3) 前2号に規定する以外の除雪協力業者。

(計画変更等の承認)

第9条 第7条第3項の規定による通知を受けた交付申請事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、第6条第1号に規定する購入計画書の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金交付変更承認申請書（様式第5号）により、その旨を市長に届け出てその承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを速やかに審査し、適正と認めたときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金交付変更承認決定通知書（様式第6号）により、当該交付申請事業者へ通知するものとする。

(繰越しの特例)

第9条の2 市長が繰越しを認めた申請については、第11条第2項中「交付決定を受けた年度の末日」を「交付決定を受けた翌年度の末日」と読み替えて本要綱の規定

を適用する。

2 前項の繰越しの申請手続きについては、前条の規定を準用する。

(購入中止の届出)

第10条 交付決定事業者は、当該購入を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出てその承認を得なければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定事業者は、道路除排雪機械を購入したときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金完了実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入報告書(様式第8号)

(2) 契約書の写し(原本証明したもの)

(3) 納品書、請求書及び領収書又はこれらに代わるものの写し

(4) 竣工写真(附属品を装備し、前後側の三面から撮影したもの)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する完了実績報告書の提出期限は、道路除排雪機械を購入した日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の完了実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、実物を検査の上、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定事業者は、速やかに越前市道路除排雪機械整備費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(譲渡の制限)

第14条 交付決定事業者は、補助金の交付を受けた年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)は、購入した道路除排雪

機械を譲渡し、交換し、又は廃棄することができないものとする。ただし、第8条第1項の規定により譲渡制限期間を変更した場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の目的に反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付したときは、当該交付決定事業者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関し、交付決定事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、同年4月1日分から適用する。

別表（第4条関係）

補助金	対象経費	補助率	限度額
道路除排雪機械整備費補助金	ホイールローダ(トラクタショベル)、ドーザ又はグレーダの購入費	対象経費の1/3以内	250万円/台